

三重県屋外広告物条例：抜粋

（目的）

第一条 この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（管理義務）

第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

（管理の設置義務）

第十六条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。